

最低制限価格制度の見直しについて

このことについて、本市が発注する建設工事等について令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件より、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

1. 最低制限価格の設定方法

建設工事における最低制限価格の設定方法を以下の通り見直します。なお、建設工事に関する測量・調査・設計等の委託についての変更はありません。

最低制限価格は、当該設定方法で算出された額に、一定の範囲内で調整を加えた上で決定します（算出方法は非公表）。

【建設工事】

最低制限価格の設定基準の一般管理費等の算入率を「55%」から「68%」に変更します。

(設定基準) 直接工事費×97% 共通仮設費×90% 現場管理費×90% 一般管理費等×68%
(設定範囲) 予定価格のおおむね85%~92%

【建設工事に関する測量・調査・設計等の委託】

【測量業務】	【建築関係の建設コンサルタント業務】	【土木関係の建設コンサルタント業務】
(設定基準) 直接測量費×100% 測量調査費×100% 諸経費 × 48%	(設定基準) 直接人件費×100% 特別経費 ×100% 技術料等経費× 60% 諸経費 × 60%	(設定基準) 直接人件費×100% 直接経費 ×100% その他の原価× 90% 一般管理費等× 48%
(設定範囲) 予定価格の60%~82%	(設定範囲) 予定価格の60%~80%	(設定範囲) 予定価格の60%~80%

【地質調査業務】

(設定基準)
直接調査費×100%
間接調査費×90%
解析等調査業務費×80%
諸経費×48%
(設定範囲)
予定価格の2/3～85%

【補償関係コンサルタント業務】

(設定基準)
直接人件費×100%
直接経費×100%
その他の原価×90%
一般管理費等×45%
(設定範囲)
予定価格の60%～80%

<留意事項>

新旧の設定方法による最低制限価格が混在する令和4年5月末日までの間、入札公告又は指名通知において新しい設定方法による最低制限価格を設定する場合には、その旨を付記することとします。

2. 最低制限価格等の事後公表

建設工事及び建設工事に関する測量・調査・設計等の委託について、予定価格の事後公表に準じた方法で行います。

事務担当：いわき市財政部
契約課工事契約係
電話 0246(22)7419